（２４９、２～３）

（上灘沖に活断層を確認した、との岡村教授らのグループの報告（1992年）に関連して）

「①上灘沖で、四電が採用していた音波探査では発見されなかった活断層が確認されたこと、

②上灘沖の活断層に、陸上でつながっている伊予断層についても、四電の当時の調査能力では数千年は動いていないと判断していたこと、

③それらの断層が７００年前か２０００年前という非常に近い過去に活動したことが確認されたこと、

④伊方沖について四電がやった音波探査の方法は、断層の活動度を議論するのには測定の分解度が低いということ、

の４点は認める。しかし、報告者たちも、四電が測定した地層の乱れとか断層について、ウソだといっているのではない。」

（２４９、４）および（２５０、２～３）

（伊方沖に中央構造線があることが分かっていたのに、ボーリングをやらなかった理由について）

「それは二つの理由から。その一つは、断層の活動性との関係で、活動性がなければ、地耐力だけが問題で、敷地内だけでいいということ。もう一つには、活動性を調べるのには音波探査でやれるからである。」

（２４２、４）

「原子力の日」

伊方と松山で町民・市民に訴え

科学技術庁は、今年は、コンクールで最優秀作品となった「みんなをてらす原子力」という文字入りのポスターを掲げた大判の新聞広告を出して「原子力の日」を宣伝した。

伊方原発反対八西連絡協議会では、広野会長らがクルマに乗って伊方町内で街頭宣伝を行い、「１、２号機では公開ヒアリングも行わず、安全協定で２号機までとされていたのに３号機まで建設された。住民の合意のない原発はすぐに撤去すべきだ」と町民に訴えた。また、ゲートが固く閉ざされたままの伊方原発前では、「３号機でも事故は起きた。危険なものは危険だという人の話しを聞け」と抗議の声をあげた。

一方松山市内では、「原発さよならえひめネットワーク」のメンバーが、「伊予灘に大地震が起きる前に伊方原発をとめましょう」などと書いたチラシ約１０００枚を市民に手渡しながら、県下で大きな問題になってきている活断層の危険を訴えた。

会計報告（'96.10/1～10/31）

収入	
ニュース講読料	６０、４００
コピー代	４、０００
計	６４、４００
支出	
ニュース印刷代	１６、８００
郵送料	８、５４８
振替手数料	３３０
資料費	３、２３０
計	２８、９０８
差引	３５、４９２
積立金合計	２、１１５、１５３

伊方訴訟ニュース

第 279 号
1996年11月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

伊方１号機

蒸気発生器細管の損傷続く
老朽化進む中を次回定期検査まで運転続行

四国電力は１０月１８日に、伊方原発１号機で実施中の第１６回定期検査で、蒸気発生器細管８７本に損傷が検出され、これまでに検知された損傷細管の総数は５７１本になったと発表した。損傷の見つかった細管は、これまでと同様に栓をして使えないようにし、施栓率は８．６％（総数６７７６本）になるとのこと。

四国電力は、１９９４年１月に、細管の施栓率が５．２％だった１号機の蒸気発生器を、関西電力などと同様に、丸ごと交換することを検討中と発表し、そして、さる８月には、蒸気発生器の交換が通産省から許可されたと発表した。しかし、この間も、今回も含め、定期検査ごとに細管の損傷の検知と施栓率は増え続けてきた。そして、蒸気発生器の交換は、次回の定期検査まで１号機の運転をさらに続けたのちに行う予定となっている。

四国電力の発表によると、今回の細管損傷も、これまでと同様に、細管を取り付けている管板との溶接部分の細管内側で割れが発生していたためであるが、割れは細管を貫通していなかったので、放射能漏れは起こっていなかった、と。そして、損傷の原因については、これもこれまで同様に、細管を管板に密着させるために細管を脹らませた時の歪みが残っていたところに、運転中に圧力が加わったために「応力腐食割れ」を起したのであろうと、四国電力は説明している。

四国電力はこれまでにも、細管で見つかった割れは、細管の軸（たて）方向にできた小さなものであると発表してきている。しかし関西電力大飯１号機では、管板取り付け部分に生じた細管円周（よこ）方向のひび割れから放射能漏れを起したことがある。細管円周方向のひび割れは、四国電力が現在採用している細管検査法では検知できないことは、四国電力もこれまでに認めてきている。したがって、今回も、これまでの定期検査と同様に、細管の円周方向のひび割れを見逃している可能性は当然ある。細管の円周方向のひび割れは、美浜原発２号機の細管破断事故で知られるようになったように、細管破断を起しやすい。

さらに、伊方１号機では、美浜２号機でもそうであったように、細管の約６０％が、細管を支えている上下４枚の支持板と細管の間に生じた腐食物のために、締め付けられて固

定されていると四国電力は１９９４年５月に公表している。細管の固定部分では細管の腐食も進み、破断の危険のあることは美浜２号機で証明済みである。この約２年間に固定された細管の数は増加していることであろう。

老朽化した蒸気発生器の交換を早くから決めておきながら、そして、細管の腐食がなお進行していることも知りながら、こんごも次の定期検査まで伊方１号機の運転を続けようとしている四国電力の行為は、危険なバクチ行為である。

第１回市民講座開かれる

「愛媛の活断層と防災を学ぶ会」主催

「１年半が経ち、6000人以上が死んだ阪神大震災についての総合的レポートの一冊も、私たちは持っていない。何が壊れたのか。どうして、そして、どんなふうに人は死んだのか。災害のあと、どんな混乱があったのか。既存のセクター（自衛隊・消防・マスコミ・政府・地方行政）は、何をどう混乱させたのか。きちんと調べて情報を整理し判断していない。こうして災害の多くの情報を私たちは失った。これが、日本社会の災害へのとりくみ方の現状である。」

これは、さる１０月２０日の、「愛媛の活断層と防災を学ぶ会・第１回市民講座」における野田正彰氏（文化精神医学）の講演の一節である。

公私・程度の差はあれ、管理主義と表裏になった微温的な無責任体制は、これまでもさまざまな事件の真相を闇に葬り、忘却という事件処理装置にゆだねてきたのではなかったか。私たちの社会は、危機に際し、徹底的に真実を究明し、記録・説明し、場合によっては不幸や悲しみを共有しつつ人民の精神の進歩・向上への糧とするという民主的なルールを、いまだに確立できないでいる。

野田氏は講演のなかで、私たちの社会の「危機における意思決定のあり方の貧弱さ」が、さまざまな状況で露呈していることを述べている。たしかに、もんじゅ火災事故の情報隠しや薬害エイズをみても、システムのゆがみを痛感せざるを得ない。

「危機にあっては、自分の判断がハッキリするまで待ち、情報を共有し、危機状況に慣れてからオールタナティブな方針を出すことが大切である。そのためには、率直に、思ったことを口に出し、自由に発言できる対等な人間関係、デモクラティックなコンミュニケーションが日頃からできていないといけない」と、多くの災害の現場に立ち、人々の悲哀を受け止めてきた野田氏は説く。

たとえば住民（市民）運動などは、すぐれて、人と人との強い信頼とゆたかな関係性が求められるもので、氏のいう「デモクラティックなコンミュニケーション」こそ欠かすことができないと、あらためて思う。

ところで、野田正彰氏は、『わが街・・・東灘区南町の人々』（文芸春秋社）と題する阪神大震災のルポのあとがきに「私の自戒である。」としてメモを記している。その後半部分を採録する。

「・・・（被災者を）外から救援にかかわる者の思想的責任は重い。まず、自らの反応性の興奮を反省し、全能感と無力感との間を激しく揺れ動かないこと。自分のすることはすべて善である、自分はできない、この二つの精神状態の間でざわめかないことだ。第二は、いかなる場合も、一方的援助ではなく、被災者と双方向性のある対話を維持しなければならない。その上で、被災者が持ちえないゆとりを持って、どのような社会が望ましいか、構想する責任がある。三つの問いに答えられず、義援金を送り、建物の復興しか考えられなかった人は、救援者として思想的貧しさが問われている。」

ここに記されている三つの心の姿勢は、災害救援にかかわるか否かを越えて、社会を含めて他者との関係性をよりよいものにするために、見事に普遍的な指摘であると思う。

さて、現在、「愛媛の活断層と防災を学ぶ会」では、第二回市民講座の「活断層の野外見学」にむけて準備をしている。講座のたびに地域の人々の、地震や防災についての関心の広がりを感じることができるのは幸せである。

「愛媛の活断層と防災を学ぶ会」
事務局長　渡部伸二

資 料

第５９回公判で裁判所が、原告側証人として塩見氏を尋問することを認めた際に備えて、これまでに塩見氏が国側証人として証言した内容のさわり部分を、読者の皆さんの検討資料として紹介しておきます。なお、証言のあとの（　）内の数字は、太字が「訴訟ニュース」の号数、細字は頁数です。

２号炉安全審査に関して

「当時の原子力委員会の原子炉安全専門審査委員として、また、本件審査のために特別に設けられた１２１部会のメンバーとして２号炉安全審査には直接関与した。」

（**２３９**、２）

「自然的立地条件の審査の第３点目は地震で、敷地周辺での地震現象を正しく評価し、原子炉施設の安全設計に十分正しく反映しているかを確認する。」　（同上）

「現在はそんなことはないが、初期には、四電社員も安全審査の場に出席して説明していた。１号炉の時は出ていたように思うが、２号炉の時は・・・」　（**２４７**、５）

「２号炉審査当時は最大加速度で地震動を評価し、３号炉になって最大速度でやるようになったが、結果的には変わらないから問題ない。」　（同上）

「文書には書かれていないが、活断層についての知識が十分でなかった当時では、活断層地震の推定はやらずに、設計段階で余裕を持たせるという考えで審査した。」

（**２４８**、４）

（『岡村断層』について、安全審査の対象となった四電の申請書に書かれていなかった事実が出たことについて）

「法律的なことは良く分からないが、安全審査当時の知見で判断すれば良いと聞いている。」

（なお、このことについて裁判長は次のように発言している。）

「審査当時と現在では、新たに技術の進歩があるから、許可処分はおかしいのではないか、と原告が指摘している問題点は分かったので、準備書面で主張として出してもらい、裁判所はそれについて判決を示す。」